

# 約款対比表

平成 25 年 11 月 11 日

(青字部分は追加・変更、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
約款	約款 (Hirose-FX2、Hirose-FX2 ミニ、LION FX、 HiroseTrader のお客様用)
<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>本約款は、お客様とヒロセ通商株式会社 (以下、「当社」といいます。) との間で行うインターネット店頭デリバティブ取引 (以下、店頭外国為替証拠金取引を「証拠金取引」、店頭外国為替オプション取引を「オプション取引」、その双方を合わせて「店頭デリバティブ取引」といいます。) に関する権利義務関係を明確にするために定めた取り決めです。お客様は店頭デリバティブ取引を行うにあたり、本約款に同意するものとします。</p>	<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p> <p>本約款は、お客様とヒロセ通商株式会社 (以下、「当社」といいます。) との間で行うインターネット店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引 (以下、<del>店頭外国為替証拠金取引</del>を「<del>証拠金取引</del>」、<del>店頭外国為替オプション取引</del>を「<del>オプション取引</del>」、その双方を合わせて「店頭デリバティブ本取引」といいます。) に関する権利義務関係を明確にするために定めた取り決めです。お客様は<del>店頭デリバティブ取引</del>本取引を行うにあたり、本約款に同意するものとします。</p>
<p>第 2 条 (自己責任の原則)</p> <p>お客様は、店頭デリバティブ取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、店頭デリバティブ取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭デリバティブ取引に係るご注意」、「店頭デリバティブ取引に関する事前説明書」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託保全説明書」 (以下、「契約締結前交付書面」といいます。) をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。</p>	<p>第 2 条 (自己責任の原則)</p> <p>お客様は、<del>店頭デリバティブ</del>本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、<del>店頭デリバティブ</del>本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引に関する事前説明書」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託保全説明書」 (以下、「契約締結前交付書面」といいます。) をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。</p>
<p>第 3 条 (法令等の遵守)</p> <p>お客様及び当社は、店頭デリバティブ取引にあたり本約款及び「金融商品取引法」その他の法令諸規則を遵守するものとします。</p>	<p>第 3 条 (法令等の遵守)</p> <p>お客様及び当社は、<del>店頭デリバティブ</del>本取引にあたり本約款及び「金融商品取引法」その他の法令諸規則を遵守するものとします。</p>
<p>第 4 条 (口座の開設)</p> <p>お客様は、店頭デリバティブ取引の口座 (以下、「本口座」といいます。) 開設を希望するにあたり、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第 4 条 (口座の開設)</p> <p>お客様は、<del>店頭デリバティブ</del>本取引の口座 (以下、「本口座」といいます。) 開設を希望するにあたり、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第 5 条 (本口座での処理)</p> <p>店頭デリバティブ取引に関する売買の執行、売買代金の決</p>	<p>第 5 条 (本口座での処理)</p> <p><del>店頭デリバティブ</del>本取引に関する売買の執行、売買代金の</p>

現 行	変 更 後
<p>済、その他金銭の授受等の全てを当社におけるお客様の本口座内で処理するものとします。</p>	<p>決済、その他金銭の授受等の全てを当社におけるお客様の本口座内で処理するものとします。</p>
<p>第6条（注文の受付）</p> <p>お客様の注文は、当社が提供する店頭デリバティブ取引システム（以下、「本システム」といいます。）を通じて受付けるものとし、電子メール、FAX、電話での口頭による受付けは、原則として、行わないものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第6条（注文の受付）</p> <p>お客様の注文は、当社が提供する店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システム（以下、「本システム」といいます。）を通じて受付けるものとし、電子メール、FAX、電話での口頭による受付けは、原則として、行わないものとします。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第7条（注文の内容及び執行条件）</p> <p>「証拠金取引」においてお客様が注文を行うにあたり、通貨ペア、売買の種別その他注文内容及び執行条件については、当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p> <p>2. 「オプション取引」においてお客様が実行できる注文は成行注文のみとなります。</p>	<p>第7条（注文の内容及び執行条件）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>お客様が注文を行うにあたり、通貨ペア、売買の種別その他注文内容及び執行条件については、当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p> <p><del>2. 「オプション取引」においてお客様が実行できる注文は成行注文のみとなります。</del></p>
<p>第8条（注文の取消・変更）</p> <p>「証拠金取引」においてお客様の注文が未約定の場合、原則として、取消・変更を行うことができるものとします。</p> <p>2. 「オプション取引」においてお客様は原則として注文の取消・変更を行うことはできません。</p>	<p>第8条（注文の取消・変更）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>お客様の注文が未約定の場合、原則として、取消・変更を行うことができるものとします。</p> <p><del>2. 「オプション取引」においてお客様は原則として注文の取消・変更を行うことはできません。</del></p>
<p>第9条（注文の執行）</p> <p>「証拠金取引」において当社が受付けたお客様の注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、決済するために必要な反対売買以外、全ての注文を執行することができないものとします。</p> <p>(1) 「証拠金取引」の口座（以下、「証拠金口座」といいます。）の有効証拠金が新たに取引をするために必要な金額に不足する場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>2. 「オプション取引」において当社が受付けたお客様の注文は、「オプション取引」の口座（以下、「オプション口座」といいます。）の残高が当該注文の執行に必要な金額に不足する場合において執行することができないものとします。</p> <p>3. お客様の注文が約定した場合、お客様の手違いによる約定であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第9条（注文の執行）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>当社が受付けたお客様の注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、決済するために必要な反対売買以外、全ての注文を執行することができないものとします。</p> <p>(1) <del>「証拠金取引」の口座（以下、「証拠金口座」といいます。）</del>本口座の有効証拠金が新たに取引をするために必要な金額に不足する場合</p> <p>(2) 省略</p> <p><del>2. 「オプション取引」において当社が受付けたお客様の注文は、「オプション取引」の口座（以下、「オプション口座」といいます。）の残高が当該注文の執行に必要な金額に不足する場合において執行することができないものとします。</del></p> <p>2. お客様の注文が約定した場合、お客様の手違いによる約定であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第10条（取引手数料）</p> <p>店頭デリバティブ取引に関して、お客様が支払うこととなる取引手数料及びその支払い方法は別途取引説明書にお</p>	<p>第10条（取引手数料）</p> <p><del>店頭デリバティブ</del>本取引に関して、お客様が支払うこととなる取引手数料及びその支払い方法は別途取引説明書にお</p>

現 行	変 更 後
<p>て定めるものとします。</p> <p>2. 店頭デリバティブ取引に関する取引手数料は、当社の判断で予告なく変更できるものとします。</p>	<p>いて定めるものとします。</p> <p>2. <del>店頭デリバティブ本</del>取引に関する取引手数料は、当社の判断で予告なく変更できるものとします。</p>
<p>第 11 条（取引時間）</p> <p>店頭デリバティブ取引に関して、お客様が取引できる時間は当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 省略</p>	<p>第 11 条（取引時間）</p> <p><del>店頭デリバティブ本</del>取引に関して、お客様が取引できる時間は当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 省略</p>
<p>第 12 条（注文の有効期限）</p> <p>「証拠金取引」において当社が受付けたお客様の注文の有効期限は、当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p>	<p>第 12 条（注文の有効期限）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>当社が受付けたお客様の注文の有効期限は、当社が別途取引説明書において定めるものとします。</p>
<p>第 13 条（為替レート）</p> <p>「証拠金取引」においては、外国為替市場におけるインターバンクレートを参考に当社が提示する為替レートを適用するものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 「オプション取引」では、お客様は、別途取引説明書に定める当社が契約したレート提供会社の提供する為替レートで取引することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第 13 条（為替レート）</p> <p><del>「証拠金本取引」においては</del>、外国為替市場におけるインターバンクレートを参考に当社が提示する為替レートを適用するものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p><del>3. 「オプション取引」では、お客様は、別途取引説明書に定める当社が契約したレート提供会社の提供する為替レートで取引することをあらかじめ承諾するものとします。</del></p>
<p>第 14 条（証拠金・損益）</p> <p>「証拠金取引」において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1) ～ (6) 省略</p> <p>2. 省略</p>	<p>第 14 条（証拠金・損益）</p> <p><del>「証拠金本取引」において</del>、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1) ～ (6) 省略</p> <p>2. 省略</p>
<p>第 15 条（取引数量）</p> <p>「証拠金取引」において、お客様が取引できる数量は、証拠金口座の有効証拠金の範囲内で当社が定めるものとします。</p> <p>2. 「オプション取引」における取引単位及びお客様が取引できる数量は、別途取引説明書で定めるものとします。</p>	<p>第 15 条（取引数量）</p> <p><del>「証拠金本取引」において</del>、お客様が取引できる数量は、<del>証拠金本</del>口座の有効証拠金の範囲内で当社が定めるものとします。</p> <p><del>2. 「オプション取引」における取引単位及びお客様が取引できる数量は、別途取引説明書で定めるものとします。</del></p>
<p>第 16 条（プレミアム・ペイアウト）</p> <p>以下、省略</p>	<p>全削除</p>
<p>第 17 条（取引証拠金の預託）</p> <p>お客様は、当社と「証拠金取引」を行うにあたり、「証拠金取引」から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、取引証拠金を預託するものとします。</p>	<p>第 16 条（取引証拠金の預託）</p> <p>お客様は、当社と<del>「証拠金本取引」</del>を行うにあたり、<del>「証拠金本取引」</del>から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、取引証拠金を預託するものとします。</p>

現 行	変 更 後
<p>第 18 条（取引証拠金等の取扱い）</p> <p>「証拠金取引」における取引証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 新規の注文を約定させようとする場合、当社の定める必要証拠金以上の額を取引証拠金として、「証拠金取引」を行う前に当社が定める方法により、当社に預託するものとします。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p>(4) 当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の「証拠金取引」における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。</p>	<p>第 17 条（取引証拠金等の取扱い）</p> <p><del>「証拠金本取引」</del>における取引証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 新規の注文を約定させようとする場合、当社の定める必要証拠金以上の額を取引証拠金として、<del>「証拠金本取引」</del>を行う前に当社が定める方法により、当社に預託するものとします。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p>(4) 当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の<del>「証拠金本取引」</del>における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。</p>
<p>第 19 条（オプション口座の取扱い）</p> <p>以下、省略</p>	<p>全削除</p>
<p>第 20 条（取引証拠金の返還）</p> <p>当社は、証拠金口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの必要証拠金を超過する場合、取引証拠金の範囲内でお客様から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日から起算して 4 営業日以内に返還するものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. お客様は、「オプション口座」から直接出金することはできません。一旦「証拠金口座」に振替えてから、出金依頼を行ってください。</p>	<p>第 18 条（取引証拠金の返還）</p> <p>当社は、<del>証拠金本</del>口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの必要証拠金を超過する場合、取引証拠金の範囲内でお客様から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日から起算して 4 営業日以内に返還するものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p><del>3. お客様は、「オプション口座」から直接出金することはできません。一旦「証拠金口座」に振替えてから、出金依頼を行ってください。</del></p>
<p>第 21 条（決済）</p> <p>「証拠金取引」においてお客様は、未決済ポジションについて、反対売買により任意に決済するものとします。ただし、次条に規定するロスカットが執行された場合、及び第 23 条の規定により期限の利益の喪失が生じた場合、当社は、未決済ポジションをお客様の計算において反対売買により任意に全て決済することができるものとし、お客様は、本決済について異議を唱えることはできないものとします。</p> <p>2. 「オプション取引」においてお客様は、権利放棄をすることができますが、反対売買による決済をすることはできないものとします。</p>	<p>第 19 条（決済）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>お客様は、未決済ポジションについて、反対売買により任意に決済するものとします。ただし、次条に規定するロスカットが執行された場合、及び第 21 条の規定により期限の利益の喪失が生じた場合、当社は、未決済ポジションをお客様の計算において反対売買により任意に全て決済することができるものとし、お客様は、本決済について異議を唱えることはできないものとします。</p> <p><del>2. 「オプション取引」においてお客様は、権利放棄をすることができますが、反対売買による決済をすることはできないものとします。</del></p>
<p>第 22 条（ロスカット）</p>	<p>第 20 条（ロスカット）</p>

現 行	変 更 後
<p>「証拠金取引」において当社は、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、当社の任意によりお客様の計算において、お客様の未決済ポジションを反対売買により全て決済することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 省略</p> <p>4. 「オプション取引」ではロスカットはありません。</p>	<p><del>「証拠金本取引」</del>において当社は、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、当社の任意によりお客様の計算において、お客様の未決済ポジションを反対売買により全て決済することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 省略</p> <p><del>4. 「オプション取引」ではロスカットはありません。</del></p>
<p>第 23 条（期限の利益の喪失）</p> <p>お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する店頭デリバティブ取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) お客様の当社に対する店頭デリバティブ取引に関する債務について差し入れている担保の目的物等について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(4)、(5) 省略</p> <p>2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社の請求によって当社に対する店頭デリバティブ取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する店頭デリバティブ取引に関する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき</p> <p>(2) お客様の当社に対する債務（ただし、「証拠金取引」に関する債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき</p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p>3. 省略</p>	<p>第 21 条（期限の利益の喪失）</p> <p>お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する<del>店頭デリバティブ本</del>取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) お客様の当社に対する<del>店頭デリバティブ本</del>取引に関する債務について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(4)、(5) 省略</p> <p>2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社の請求によって当社に対する<del>店頭デリバティブ本</del>取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する<del>店頭デリバティブ本</del>取引に関する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき</p> <p>(2) お客様の当社に対する債務（ただし、<del>「証拠金本取引」</del>に関する債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき</p> <p>(3)、(4) 省略</p> <p>3. 省略</p>
<p>第 24 条（支払不能または不能となるおそれがある場合における「証拠金取引」）</p> <p>お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が証拠金口座を通じて行っている全ての「証拠金取引」のポジションを</p>	<p>第 22 条（支払不能または不能となるおそれがある場合における<del>「証拠金本取引等」</del>）</p> <p>お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が<del>証拠金本</del>口座を通じて行っている全ての<del>「証拠金本取引等」</del>のポジシ</p>

現 行	変 更 後
<p>決済するために必要な反対売買をお客様の計算において任意に行います。</p> <p>2. お客様が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち「証拠金取引」に関する債務について一部でも履行を遅延した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、当該遅延に関する取引を決済するために必要な反対売買をお客様の計算において任意に行います。</p> <p>3. お客様が前条第 2 項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当社の請求により、当社の指定する日時までにお客様が証拠金口座を通じて行っている「証拠金取引」の未決済ポジションを反対売買により全て決済することを当社に委託するものとします。ただし、前項の規定により当社が反対売買を行う場合は除きます。</p> <p>4. 前項で当社が指定した日時までにお客様が反対売買の委託を行わない場合、当社はお客様に通知することなくお客様の計算において、お客様が証拠金口座を通じて行っている「証拠金取引」の全ての未決済ポジションを反対売買により任意に決済するものとします。</p> <p>5. 省略</p>	<p><del>取引</del>を決済するために必要な反対売買をお客様の計算において任意に行います。</p> <p>2. お客様が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち「<del>証拠金</del>本取引」に関する債務について一部でも履行を遅延した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、当該遅延に関する取引を決済するために必要な反対売買をお客様の計算において任意に行います。</p> <p>3. お客様が前条第 2 項各号のいずれかに該当した場合、お客様は当社の請求により、当社の指定する日時までにお客様が<del>証拠金本</del>口座を通じて行っている「<del>証拠金本取引等</del>」の未決済ポジションを反対売買により全て決済することを当社に委託するものとします。ただし、前項の規定により当社が反対売買を行う場合は除きます。</p> <p>4. 前項で当社が指定した日時までにお客様が反対売買の委託を行わない場合、当社はお客様に通知することなくお客様の計算において、お客様が<del>証拠金本</del>口座を通じて行っている「<del>証拠金本取引等</del>」の全ての未決済ポジションを反対売買により任意に決済するものとします。</p> <p>5. 省略</p>
<p>第 25 条（立替金の取扱い）</p> <p>「証拠金取引」において未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された取引証拠金を上回り立替金が発生した場合、お客様は 2 営業日後の 15 時までに証拠金口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。</p>	<p>第 23 条（立替金の取扱い）</p> <p><del>「証拠金取引」において</del>未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された取引証拠金を上回り立替金が発生した場合、お客様は 2 営業日後の 15 時までに<del>証拠金本</del>口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。</p>
<p>第 26 条（相殺）</p> <p>以下、省略</p>	<p>第 24 条（相殺）</p> <p>以下、省略</p>
<p>第 27 条（担保物の処分）</p> <p>お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金を含む担保は、店頭デリバティブ取引を含むお客様と当社の間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。</p> <p>2. お客様が店頭デリバティブ取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の</p>	<p>第 25 条（担保物の処分）</p> <p>お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金を含む担保は、<del>店頭デリバティブ</del>本取引を含むお客様と当社の間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。</p> <p>2. お客様が<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様</p>

現 行	変 更 後
<p>計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。</p>	<p>の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。</p>
<p>第 28 条（充当の指定） お客様から当社への債務の弁済または第 26 条による相殺が行われる場合、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により充当することができるものとします。</p>	<p>第 26 条（充当の指定） お客様から当社への債務の弁済または第 24 条による相殺が行われる場合、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により充当することができるものとします。</p>
<p>第 29 条（取引条件の変更） 以下、省略</p>	<p>第 27 条（取引条件の変更） 以下、省略</p>
<p>第 30 条（債権譲渡の禁止） お客様が店頭デリバティブ取引に関して当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができないものとします。</p>	<p>第 28 条（債権譲渡の禁止） お客様が<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関して当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができないものとします。</p>
<p>第 31 条（利息） 当社は、お客様が当社に預託している取引証拠金その他店頭デリバティブ取引に関する金銭に対しては、利息は付しません。</p>	<p>第 29 条（利息） 当社は、お客様が当社に預託している取引証拠金その他<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関する金銭に対しては、利息は付しません。</p>
<p>第 32 条（政府機関宛の報告書等の作成及び提出） お客様が、日本国の法令に基づきお客様に関する店頭デリバティブ取引の内容その他の情報を日本国の政府機関宛等に報告することを要求される場合、お客様は、当該機関の要求に従い報告する義務を負います。 2. お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合、お客様に関する店頭デリバティブ取引の内容その他の情報を日本国の政府機関その他の関係当局宛に報告することに異議を申し立てることができません。この場合、お客様は、当社の指示に応じて報告書その他の書類の作成に協力するものとします。 3. 省略</p>	<p>第 30 条（政府機関宛の報告書等の作成及び提出） お客様が、日本国の法令に基づきお客様に関する<del>店頭デリバティブ</del>本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関宛等に報告することを要求される場合、お客様は、当該機関の要求に従い報告する義務を負います。 2. お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合、お客様に関する<del>店頭デリバティブ</del>本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関その他の関係当局宛に報告することに異議を申し立てることができません。この場合、お客様は、当社の指示に応じて報告書その他の書類の作成に協力するものとします。 3. 省略</p>
<p>第 33 条（届出事項の変更） 以下、省略</p>	<p>第 31 条（届出事項の変更） 以下、省略</p>
<p>第 34 条（通知の効力） お客様が当社に届け出た氏名、住所、またはお客様の電子メールアドレス宛に当社よりなされた店頭デリバティブ取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在等その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合、当社は、当該通知を通常到達すべきとき</p>	<p>第 32 条（通知の効力） お客様が当社に届け出た氏名、住所、またはお客様の電子メールアドレス宛に当社よりなされた<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在等その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合、当社は、当該通知を通常到達すべきとき</p>

現 行	変 更 後
に到達したものとみなして取り扱うものとします。	きに到達したものとみなして取り扱うものとします。
<p>第 35 条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、店頭デリバティブ取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または法令、規則の変更等の理由により、お客様の店頭デリバティブ取引に関する注文に当社が応じえないことによって生じた損害</p> <p>(3) ～ (5) 削除</p> <p>(6) お客様、当社の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、店頭デリバティブ取引に関する一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害</p> <p>(7) お客様のログイン ID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った店頭デリバティブ取引により生じた損害</p> <p>(8)、(9) 省略</p>	<p>第 33 条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、<del>店頭デリバティブ本</del>取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または法令、規則の変更等の理由により、お客様の<del>店頭デリバティブ本</del>取引に関する注文に当社が応じえないことによって生じた損害</p> <p>(3) ～ (5) 削除</p> <p>(6) お客様、当社の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、<del>店頭デリバティブ本</del>取引に関する一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害</p> <p>(7) お客様のログイン ID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った<del>店頭デリバティブ本</del>取引により生じた損害</p> <p>(8)、(9) 省略</p>
<p>第 36 条（解約）</p> <p>お客様が次の各号または第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の「証拠金取引」における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 第 42 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p>	<p>第 34 条（解約）</p> <p>お客様が次の各号または第 21 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の<del>「証拠金本取引」</del>の未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。<del>なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</del></p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 第 40 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p>

現 行	変 更 後
<p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>(7) 当社が「証拠金取引」により発生した立替金の支払いについて期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭デリバティブ取引を行っていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき</p> <p>(10) ～ (13) 省略</p> <p>(14) お客様が店頭デリバティブ取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき</p> <p>(15) お客様が店頭デリバティブ取引を行うにあたり、店頭デリバティブ取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または店頭デリバティブ取引システム以外のツール等により、店頭デリバティブ取引システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または店頭デリバティブ取引システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(16) 、 (17) 省略</p> <p>(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または店頭デリバティブ取引システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が店頭デリバティブ取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(19) 、 (20) 省略</p>	<p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>(7) 当社が「<del>証拠金本</del>取引」により発生した立替金の支払い<del>について</del>を期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために<del>店頭デリバティブ本</del>取引を行っていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき</p> <p>(10) ～ (13) 省略</p> <p>(14) お客様が<del>店頭デリバティブ本</del>取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき</p> <p>(15) お客様が<del>店頭デリバティブ本</del>取引を行うにあたり、店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システム以外のツール等により、店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(16) 、 (17) 省略</p> <p>(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または店頭<del>デリバティブ</del>外国為替証拠金取引システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が<del>店頭デリバティブ本</del>取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(19) 、 (20) 省略</p>
第 37 条 (サービス利用の制限)	第 35 条 (サービス利用の制限)

現 行	変 更 後
<p>当社は、お客様が店頭デリバティブ取引を行うことが不適当と判断した場合、お客様の店頭デリバティブ取引に関するサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>当社は、お客様が<del>店頭デリバティブ</del>本取引を行うことが不適当と判断した場合、お客様の<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関するサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第 38 条（契約締結時の書面の交付） 以下、省略</p>	<p>第 36 条（契約締結時の書面の交付） 以下、省略</p>
<p>第 39 条（適用法） 以下、省略</p>	<p>第 37 条（適用法） 以下、省略</p>
<p>第 40 条（合意管轄） お客様と当社との間の店頭デリバティブ取引に関する訴訟は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 38 条（合意管轄） お客様と当社との間の<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関する訴訟は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 41 条（サービス内容の変更） 当社は、お客様に事前に通知することなく店頭デリバティブ取引に関するサービスの内容を変更することができるものとします。</p>	<p>第 39 条（サービス内容の変更） 当社は、お客様に事前に通知することなく<del>店頭デリバティブ</del>本取引に関するサービスの内容を変更することができるものとします。</p>
<p>第 42 条（約款の変更） 以下、省略</p>	<p>第 40 条（約款の変更） 以下、省略</p>
<p>平成 25 年 2 月 18 日</p>	<p>平成 25 年 11 月 11 日</p>